

少子社会対応委員会
平成 17 年度調査研究
報告書

【概要版】

平成 18 年 3 月

都市再生研究所

I. 研究活動

1. 委員会等

少子社会対応委員会では、研究活動を円滑に行うとともに、会員意見を的確に取り入れる目的から委員会及びワーキンググループを設置して研究活動を行った。

【委員会】

- 委員長 能登義春（大和ハウス工業 取締役 総務部長）
- 副委員長 寺田匡宏（都市再生研究所 客員研究員）
- 委員 高橋 誠（積水ハウス ハートフル生活研究所東京エシカルデザイン推進室室長）
永井輝一（三井不動産 S&E 総合研究所 研究・コンサルタントグループ 主任研究員）
野口和嗣（住友林業 総務部 広報グループマネージャー）
川上 享（松下電工 住建総合技術センター技術企画 G グループ長）
信楽正幸（東陶機器 マーケティング統括本部 R&D 企画部企画主幹）
黒木美博（旭化成ホームズ ロングライフ住宅研究所 主幹研究員）
仮屋茂樹（三井ホーム 経営企画統括本部 事業企画室マネージャー）
宮岡徳博（大和ハウス工業 東京支社秘書室 上席主任）
佐藤達也（住友不動産 総務本部 総務部）
- 事務局 加藤善也（理事 研究部長）
浅野忠利（理事 総務企画部長）
- コンサル 沢木 俊冏（社会空間研究所）
斎藤腰一（社会空間研究所）

第1回（平成 17 年 7 月 27 日） 少子化に関する論点整理

第2回（平成 17 年 10 月 20 日） 少子化が社会保障制度に及ぼす影響（長期予測）

第3回（平成 18 年 3 月 24 日） 社会環境への影響（住宅／都市問題から）

【ワーキンググループ】

- 主 査 寺田匡宏（都市再生研究所 客員研究員）
- メンバー 黒木美博（旭化成ホームズ）
宮岡徳博（大和ハウス工業）
- 事務局 加藤善也（理事 研究部長）
浅野忠利（理事 総務企画部長）
- コンサル 斎藤腰一（社会空間研究所）

第1回（平成 17 年 7 月 22 日） 17 年度活動計画、少子化に関する論点整理

第2回（平成 17 年 8 月 12 日） 少子化に伴う社会保障問題、生活に与える影響

第3回（平成 17 年 9 月 5 日） 少子化対策の有効性検討

第4回（平成 17 年 9 月 26 日） 日本の将来像、少子化対策のあり方調査

第5回（平成 17 年 10 月 14 日） 企業ヒアリング調査報告

第6回（平成 18 年 1 月 17 日） NPO ヒアリング調査報告、住宅・都市問題

2. 対外活動

(1) 海外調査

少子社会対応海外調査（その2）として、フランス及びイタリアを訪問し、政府系機関において家族政策についてヒアリングするとともに、合計27組の市民に対してインタビューを行い、少子化に対する国民の認識状況と家族政策に対する意向を聞き取った。

【実施概要】

期 日：平成17年10月29日～11月7日

訪問国：フランス（パリ）、イタリア（ローマ、ミラノ）

参加者：16名

(2) シンポジウム

日頃の研究活動及び海外調査をもとにして、少子社会に対する当研究所としてのスタンスを明確にし、社会的啓蒙を喚起することを目的として、下記要領にてシンポジウムを開催した。

【実施概要】

期 日：平成18年3月13日（月）

会 場：メルパルクホール（東京都港区）

費 用：無料

参加者：一般1000名

内 容：＜基調講演＞

上野理事長

少子化の是非、日本における社会的影響、

海外での取り組み（海外調査VTR報告）、論点整理

＜パネルディスカッション＞

大垣ひで美（主婦）

茜ヶ久保徹郎（ジャーナリスト、イタリア在住）

神陽介（駐仏日本大使館 専門調査員）

山崎浩志（日本経済新聞社 経済部次長）

根岸麻衣子（群馬テレビ アナウンサー）

大垣尚司（立命館大学大学院法学研究科教授、

日本住宅ローン㈱取締役・代表執行役）

Ⅱ．平成 17 年度の調査研究

Ⅱ－１．少子社会に関する長期予測

１．少子化に対する基本的考え方

(１) 社会全体で子どもを育てるパラダイム転換を！

2005 年の国勢調査の結果、日本の総人口は減少した。総人口は約 1 億 2776 万人で、2004 年の推計人口に比べて約 19000 人減った。合計特殊出生率は 1.26 と過去最低を更新し、厚生労働省の人口動態統計速報値では、初めて出生数が死亡数を下回る「自然減」となった。

少子社会の進行は、内需型産業の衰退化、労働力人口の減少に伴う経済成長へのマイナス影響、一定の労働力人口の維持を前提に構築している社会保障制度の破綻、地域社会や家庭に関する既存概念の崩壊等、将来的に困難をもたらす可能性が高い。

このような少子化の状況に対して、政府やマスコミは、「出生率が上がれば、出生数も増えて人口が維持できる」と誤解を与えている。出産可能年齢（再生産人口 15～49 歳の女性）が 2000 年には 2930 万人だったが、2050 年には 1930 万人と 40%も女性が減少する。出生率が人口置換水準の 2.07 以上に戻っても、子どもは減るのである。日本経済を取り巻く環境が変わらず、新しい少子化対策の追加がないとすると、さらに人口は減少する。わが国の将来を案じた場合、少子化対策に取り組むことは非常に重要かつ喫緊の課題である。このため、子どもは「公共財」という認識に立ち、社会全体で子どもを育てていくという新たなパラダイムの転換が必要である。

(２) 日本と世界の人口動向

2006 年 2 月、世界の総人口は 65 億人を突破した。世界の人口増加は今後も続き、20 年後の 2026 年には 79 万人、40 年後の 2046 年には 90 億人に達する見通しとなった。先進国の少子化傾向にもかかわらず、世界人口が増え続けているのは、医療の進歩による幼児の死亡率低下と避妊の未定着等から、途上国の人口増が止まらないためである。先進国の中では米国が高い人口の伸びを示しており、移民を中心に増大している。

日本の人口動向は、1950 年時点では世界 5 位と有数の人口が多い国であったが、2000 年時点で第 9 位、2005 年で第 10 位（国連推計）、2050 年には第 15 位に後退すると予測されている。

日本同様、ロシアやドイツといった先進国では高齢層への偏りがさらに進行し、人口が減少すると予測されている。その中でも、日本の少子高齢化の速度は予想以上に速い。高齢化率 7% の高齢化社会から、高齢化率 14% の高齢社会への以降はわずか 24 年しかかかっておらず、これはフランスの 115 年、イギリスの 47 年、ドイツの 40 年と比べて突出している。

(3) 人口減少社会に対する問題点と指摘事項

本格的な人口減少社会の到来に向けて、我が国の経済面や社会面に対する様々な懸念事項が浮かび上がってくる一方で、人口減少に対する楽観的な見方を示す者も存在する。楽観的な見方の基本的論調は、経済成長の如何によらず一人当たりの生活が豊かになる（一人当たりのGDPが向上する）のだから問題ないとするものであるが、その基本前提には、市場の需給バランスが保たれ、個人消費の拡大がなされる等の条件がある。

本格的な人口減少社会を迎えることにより、国民の生活にどのような影響を及ぼすのかは定かではないが、悲観的な見方、楽観的な見方のどちらをとっても、その中に多くのパラダイムシフトが求められることは明白であり、本格的な人口減少社会の到来に向けて早急に対応策を講じる必要がある。

(4) 目指すべき方向性

現在我が国が直面している社会保障問題や財政問題等への対処策として、今すぐ出生率が回復できたとしても、これらの諸問題を直ちに解決することにはならない。

しかし、我が国の合計特殊出生率は、1974年に人口置換水準の2.08を割り込んだ以降一方的に下がり続けており、できるだけ早い段階で静止人口の状態（合計特殊出生率を人口置換水準の2.08とする）にするための手立てを講じておかないと、慢性的な人口デフレが続くとともに、日本民族衰亡のサイクルに陥っていく可能性さえあると考えられる。

仮に25年という短い期間で出生率を人口静止状態である2.08まで回復できたとしても、我が国の総人口が1億人を割るのは避けられない状況にあることから、今後の対応姿勢として、出生率の回復を目指す努力と人口減少に対応した社会システム構築のための努力を併せて行っていく必要がある。

2. 少子化が社会経済情勢に及ぼす影響の分析

(1) 少子高齢化と社会保障問題

① 社会保障給付費に占める少子化対策の割合

社会保障の基本的役割は、個人の力のみでは対処し得ない生活の安定を脅かすリスクに係る国民の基礎的・基盤的需要に対応することにより、社会・経済の安定や発展に寄与するということ（セーフティ・ネット）にある。

現在のわが国の社会保障は、出生から死亡まで生涯にわたって発生しうる、病気やけが、障害、育児、失業、所得喪失等、社会的支援が必要と考えられるリスクについて網羅的にカバーしており、中でも、医療、年金、介護が社会保障給付費の約9割を占めており、今後もこの割合が増加するものと予測されている。これに伴い、国民所得に対する社会保障給付費の割合も、1975年度に約10%であったものが、2000年度には20%を超え、2025年度には約29%に達すると予測されている。

また、平成 15 年度の社会保障給付費 84 兆 2688 億円の約 70%が高齢者向けで、児童・家庭関係は全体の約 4%（3 兆 1600 億円）に過ぎない。日本は世界一の高齢化社会であるため、少子化対策は限られた財源を前提に、政策に優先順位をつけながら効果の高いものを選択しなければならない。「薄く、広く」ではなく、政策目標を明確にした上で、国民のコンセンサスを得ながら少子化対策を含めてメリハリある社会保障制度のあり方を追求する必要がある。

②年金制度の問題点

国民年金及び厚生年金ともに、収入は減少基調にあり、支出は増加基調で推移している。被保険者と受給者比率は、大幅に低下している。現役（20～64 歳）・老後（65 歳以上）人口比率は、2000 年の 3.6 から 2050 年には 1.9、2050 年には 1.4 へ低下すると予測されている。

年金負担額に対する年金給付額倍率は、現在の 20 歳は現在の 70 歳の約 3 分の 1 となる見通しである。標準的な世帯における 2023 年以降の年金給付水準は 50.2%で、現行の約 8 割の水準となる。

③医療制度の問題点

国民医療費は年々増加しており、2004 年度（予算ベース）の国民医療費は 32.1 兆円、国民取得の 8.8%であり、2025 年度には国民所得の 13.2%に達すると予測されている。特に、高齢化の進展に伴う老人医療費の増加が著しく、国民医療費に占める老人医療費の割合は、2004 年度（予算ベース）の 36%から 2050 年度には 49%になるものと予測されている。

また、医療保険の給付と負担の関係では、平均年齢（40～44 歳）と老人保健（75～79 歳）との比較では、老人医療費は約 6 倍であるのに対して負担は約 2 分の 1 と、世代間に著しい格差がみられる。

そして、入院医療費を主な要因として、最高と最低で約 1.5 倍の地域間格差が生じている。

④介護保険制度の問題点

高齢化の進展に伴い、介護保険給付費は年 10%を超える伸び率で、年々大きく増加している。第 1 号被保険者（65 歳以上人口）が増加する一方で、第 2 号被保険者（40～65 歳人口）が減少すると予測されており、現行制度のままでは被保険者負担の増加及び財政収支の悪化が避けられない状況にある。

(2) 日本の人口減少が国民生活に与える影響の分析

わが国の合計特殊出生率は、2005年には1.26に低下し、超少子社会への移行が確実に進行している。効果的な少子化対策により合計特殊出生率が改善し、1.288(2004年)から人口置換水準の2.08の間に回復すると仮定して人口を計算し、そのときの将来人口、国会財政、社会保障に与える影響を分析した。

①将来人口推計への影響

総人口の動向に関しては、低出生率が続くことによる生産年齢人口の減少による影響が最も大きく、老年人口の推移が一定でも、低出生率では高齢化率が高くなっていく。

②歳入及び歳出への影響

出生率が低いほど歳入が大きく減少しており、歳入・歳出の収支への影響は高齢人口の増加による社会保障費の増大よりも、生産年齢人口の減少による税収の減少が大きいといえる。

③社会保障（年金、医療、介護）への影響

出生率別に2050年の社会保障給付費や負担額を試算すると、出生率が社会保障に与える影響には大きな差が出ないことがわかる。出生率の回復には時間がかかるが、たとえ今後出生率が回復しても、すでに高齢化している日本の人口構成において現行の制度のままでは、社会保障によって国民の生活を支えることは難しいといえる。少子化対策とは別に、社会保障制度の改革は取り組む必要がある。

Ⅱ－２． 少子社会に関する政策展開のあり方

１． 海外にみる少子社会への対応状況

（１）フランスにみる少子社会対応

①フランスにおける少子化の動向

フランスでは仕事と子育てを両立させる充実した家族政策の実施や柔軟な結婚形態への対応などにより、合計特殊出生率は 1.93（2005 年）と着実に少子化に歯止めをかけつつある。

家族に対する経済的支援の多様化や、子どもを養育した者に対する年金の加算措置、さらには 2004 年より、「仕事と育児の両立」または「休職」を自由に選択できるようになった。また、労働者の出産・子育てを支援するための各種休暇（出産休暇、養育休暇、父親休暇、看護休暇）制度も整備されており、仕事と家庭の両立を支援する保育サービスについても多様化が進んでいる。

②政府による取り組み

フランス政府では、出生の促進ではなく、親が出産・育児について幅広い選択を行うことができる環境の整備が家族政策の最も重要な課題として位置付けている。

このため、政策の立案・実施に当たっては国民のコンセンサスを得ることが重要と考え、首相が主催し、関係大臣、国民会議の文化・家族・社会問題委員会委員長、上院の社会問題委員長、労使団体、家族問題の分野で働く NGO 等が参加する「全国家族会議」を設けている。

また、フランスでは家族問題に関して様々な NPO や宗教団体が活動を行っている。その主な活動は、家族問題について加入団体の意見を集約し国の政策に反映させるための働きかけで、フランスの家族問題について大きな影響力を持っている。

（２）イタリアにみる少子社会対応

①イタリアにおける少子化の動向

イタリアの合計特殊出生率は、1977 年に 2.0 を下回り 1997 年には 1.18 と過去最低を記録、2004 年には 1.33 まで回復したものの、先進国の中でも依然として低い水準にある。

イタリアの少子化の要因は、経済的要因と保育サービスの不足などを背景としている。イタリア女性の出産を妨げる一般的要因として一番に挙げられるのは、「育児と就労を両立させることの困難」であり、ヨーロッパでも最低の利用率（ヨーロッパ中北部 30～40%、イタリア 7%）となっている保育施設の充実が課題として挙げられる。さらに、他のヨーロッパ諸国に比較して家族政策に関わる税制の整備が立ち後れている。

因みに、EU 諸国で出生率の向上に寄与している事実婚は 1.30%と低く、婚外子は約 9.6%にとどまっている。

②政府による取り組み

2003 年のイタリア白書によると、イタリアの国家予算に占める家族・未成年・援助部門への支出の割合は、EU 平均の 1/3 で、家族支援は、EU 平均 8.5% に対して 3.7% と立ち後れている。

こうした EU 諸国との支出傾向の違いについては、イタリアの社会福祉が老齢及び遺族年金を過度に優遇・保護するあまり、他の福祉事業がおろそかになっていることが指摘されている。少子・高齢化の進展による人口問題の解決は、イタリアの社会政策上の優先課題のひとつとして取り上げられ、第 2 子以降に対する国による直接の助成金支給制度の創設や保育所の整備に対する助成等の施策が打ち出されている。

2. わが国における少子社会への対応状況

(1) 子育てと仕事の両立が必要

少子化の急速な進行が、国の歳入・歳出や社会保障制度の破綻等の問題を顕在化させているが、これらの問題は、出生率が大幅に回復したとしても、直ちに解決されるものではない。小さな政府の実現、社会保障制度の抜本的改革、労働力人口の確保などは、国の姿を形作るものとして必要な施策である。

その中でも、労働力人口の確保は、子育てと仕事の両立に対する社会環境の改善や企業努力により達成できると考えられる。労働力の量と質を確保するためには、女性の就業率の向上、女性のキャリアパスの担保が必要である。そして、子どもを産み育てることが重要であることの理解を得るための啓蒙活動、若者が自立することのできる社会環境や雇用環境の整備などが必要である。さらに、「子どもは公共財」という認識のもと、社会全体で子どもを育てていくような新たなパラダイムシフトへの転換が必要である。

(2) 古い家庭像の打破

子育てにおける精神的負担の緩和、子どもの遊び場・交流の場の提供等を目的として、日本各地で地域単位での子育て支援ネットワーク形成の動きが見られている。活動の中心は、子育てのし難い社会環境を実際に体験している母親達であり、NPO 等の法人格をもつ組織にまで発展しているところもある。

NPO 等へのヒアリングにより、子育てをし難い環境になっていること、国や地域などが認識していないことにより、子育て支援策の充実が遅れ、予算も少ない状況にある。各家庭への子育ての負担や責任の集中、家事・育児は女性の役割といった家庭内分業の固定化等が、少子化の進行の一因として挙げられ、古い家庭像を引きずっていることが問題視されている。子どもがいる幸せな家庭像がより露出し、子どもがいない人の目標となる必要がある。

子ども・子育て応援プランにおいても、若者の自立・仕事と家庭の両立・生命の大切さ等への理解、子育ての支え合いなどについて施策が示されているが、どのような家庭

像が望まれているかは述べられていない。少子社会に対するための施策を打ち出すためには、望まれる家庭像をまず提示する必要がある。

(3) 社会全体での子育て支援

企業における子育て支援の目的は、社会的責務という一面もあるが、人材確保という経営戦略が主となっている。少子化対応の最先端企業では、男女ともに、育児休暇や勤務間短縮などの制度を活用できるようになっている。制度の利用状況は、女性における利用率は高く、出産後の離職率が極めて低いものの、男性の育児休暇等の利用率は極めて低い状況にある。

NPO からは、父親の就業時間が長く、子どもと接する時間が少ないという指摘がなされている。子育てに対する支援を、一部の企業だけではなく全ての企業に広めるとともに、男性の制度利用を促していくことが課題である。そのためには、社会として子育ての重要さや大変さを認識し、社会全体で子育てを支援していくという方向付けが必要である。

3. 少子社会の家庭像・社会像

(1) 家庭像

子どもの数が少ないと子どもに対する期待が過度になることや、子どもの多様性が認められにくいこと等の弊害が指摘されており、家庭においては 2 人程度の子ども数が望まれる。そのため、子育てが負担にならない家庭を構築しなければならない。

女性の社会進出が増加し、地位や収入も上昇することが予想される中で、家事や育児を妻に集中させたままでは、妻にかかる負担が大きくなりすぎるため、夫と妻の双方が仕事をしながら家事や育児の負担を適度に分担することが望まれる。夫の就業時間や通勤時間が長すぎることによって、父親の役割を果たしにくい状況が指摘されており、労働時間の短縮とともに、職住近接などによる通勤時間の短縮が必要である。

一方で、夫婦のみで家事や育児を賄いきれない場合も想定される。その場合は、待機児童ゼロを目指して保育所整備が進められるなど、社会基盤が整備されつつあるので、家庭の機能の一部を積極的に外部化していくことも考えられる。状況に応じて、親との同居・近居も選択肢として考えられ、ライフステージにあった住居を選択し、移動することも考えられる。

最終的には、子育てを夫婦が楽しむことが重要である。それにより、子育てが負担にならない家庭を構築することが望まれる。

（２）社会像

①すべての主体が子育てに協力する社会

行動計画策定の義務付けのように、国や地方自治体の子育て支援に具体的な施策が見られ始めている。それによって、地域や行政、企業との共同も進んでいる。一方で、NPOは地方自治体に頼らずに、自主的に運営を行うことで事業の持続性をはかり、さらなる提言を進めて、その活動の範囲を広げている。

しかし、近年の都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化等により、わが国ではかつて地域社会が果たしていた機能や助け合いのネットワークが弱体化している。子どもや親子連れに対する寛容さがなくなり、社会全体で子どもを受け入れる懐の深さがなくなりつつある。

子育てをめぐる環境は大きく変化しており、就業・非就業に関わらず、家庭の中だけでの孤独な子育ては負担感を増す原因の一つであり、子どもの教育への影響を及ぼしている。子供同士の切磋琢磨の機会が減少すること、親の子どもに対する過保護や過干渉を招きやすくなること、子育てについての経験や知恵の伝承・共有が困難になること、学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動等が成立しにくくなること、良い意味での競争心が希薄になること等、次世代に向けてさらに少子化の原因を生むといった悪循環が懸念される。

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任をもつものであるが、同時に次世代の担い手を育成する営みであり、家庭のみで完結するものではない。子どもの権利という視点からみても、社会には子どもが健やかに育つ環境を整える責任がある。すでに、子どもを育てにくい社会環境になっているという認識を共有し、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てにあたれるよう行政や企業、地域社会等、社会全体で支援することが求められている。そのために広がりを見せつつある活動や連携を地道に進め、有効性を示すことで周囲の意識改革を促し、子育て環境の向上について、周囲の誰もが協力できる社会になることが望まれる。

②出産・子育てが不利にならない社会

子育てと就業継続が両立しがたい現状が続くと、高学歴化等によって女性の賃金が高まるほど、出産・子育てのための就業中断に伴う就業所得逸失が大きくなる。特に、わが国の場合は、再就職後の賃金は、就業を継続した場合に比べて大きく下がるため、生涯でみた逸失所得は大きい。

また、多くの女性は出産退職せざるを得ない状況、夫の就業時間が長く子育てに参加しにくい状況が指摘されている。女性の出産による休業からの復帰や子育てをしながらの就労の継続と、男性も子育てに参加しやすい職場環境の整備が望まれている。それにより、子育てによる逸失所得を最小化し、男女ともに子育てに参画できる社会になることが望まれる。

4. 少子社会と住宅・都市

(1) 少子社会における住宅・都市の課題

少子化による新規住宅需要の減退等により、これまで続いていた大都市や地方都市の市街地の拡大に歯止めがかかることが予想される。これに伴い、これまで開発・拡大路線を奔走してきた政府も、計画思想の転換を余儀なくされ、豊かさの意味を考え直さなければならないところに立ち入っている。

郊外部においては、人口減少の影響によりゴーストタウン化が生じる可能性も危惧され、公共交通や上下水道等の社会インフラを維持することが困難となる等の問題が発生する。こうした問題への対策として、欧米では、減築により空き室の多い集合住宅を集約したり、場合によっては集合住宅を廃棄して緑に帰す等の政策がとられている。

また、これまで供給された住宅・宅地ストックは、都市への人口や諸機能の集中・増大に伴う逼迫した住宅・宅地需要を背景として、基盤整備が不十分な開発や、防災安全性への配慮に欠けるもの、質の面で問題があるもの等が少なからず存在する。このため、住宅ストックの量的充足の時代を迎え、今後は、住宅・都市の質の向上・再生・循環が重要な課題となる。

住宅供給側においては、生活の豊かさの追求が求められており、都心部と郊外部、利便性とゆとり、都市機能と自然環境等、個人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な価値観や需要に対応した住宅・まちづくりを実現していく必要がある。

(2) 少子化対策のミスマッチ

一般的には、合計特殊出生率と人口増加率との間には正の相関があるが、都道府県別にみると、人口増加率の高い 10 都県のうち 6 都県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、兵庫県、福岡県）の合計特殊出生率はすべて全国平均を下回っている。一方、人口減少率がマイナスとなった 31 道県のうち 28 県は出生率が全国平均よりも高い。

人が集まる都市部の方が、合計特殊出生率が低いということは、都市部で先行的に進んでいる女性の社会参画が合計特殊出生率と密接に関係していることからわかる。

女性の有業率をみると、東北、北陸、山陰地方で高く、地方圏ほど三世代同居の世帯が多く、仕事と家事や子育てを両立しやすいという事情もある。厚生労働白書（2004 年）は、女性就労が進んだ地域ほど出生率が高い傾向にあると分析し、働く女性の多寡と出生率の関連を指摘している。女性の社会参画が進んだとき、子育て支援の仕組みが整っていないと、女性にとっての子育ての機会費用が大きくなり、少子化につながりやすい。

さらに、人口が大きく減少している地方部では、熱心な人口増加対策や子育て支援策が進められている。しかし、実は人口が増えている都市地域こそ、少子化対策が重要で、地方部に必要なのは社会移動による人口減少を防ぐことである。

少子化対策が最も必要な地域では、人口が増えているために少子化への危機感が生まれにくい一方、合計特殊出生率が高い地域で、自然増を目指した対策に力が注がれてい

る。こうした少子化対策のミスマッチをなくし、都市部における“子育てと仕事の両立”の課題となっている幼保一体施設の整備促進、駅型保育施設の整備・運営への補助対象の拡充（事業者補助から施設補助へ）、専業主婦と就業女性の同等助成、保育ママ雇用への助成拡充、学童保育の充実、病児保育等を含む小児医療の充実、親子用複合施設等の整備などを重点的に取り組むことが必要である。

（３）対応方策の提案

①住生活のパラダイムシフト

生活の豊かさを実現するためには、社会経済活動の基盤となる住宅及び都市空間を豊かにすることが必要不可欠となる。すなわち、「住生活のパラダイムシフト」を図る必要がある。このため、今後の住宅供給においては、社会のニーズに的確に反映しうる住宅・都市に関する目標を設定し、これを計画的に達成するための政策を展開していく必要がある。

しかし、昨今の住宅供給は、地価の下落等に伴う土地保有リスクの増大により、事業期間が短く、基盤整備の負担を回避した小規模開発を選好する傾向が強まっている。言い換えると、民間事業者にとって、土地の長期保有を必至とする計画的な開発や基盤整備等を伴う開発を行うのには厳しい環境下にある。このような状況を踏まえ、民間事業者における良好な住宅供給の誘導策として、官民の適切な役割分担の検討の下、基盤整備等に対する公的支援策を検討することが求められる。

また、公的主体の保有地等については、子育て世帯における都心居住の推進施策として、活用することが考えられる。たとえば、官公地を売却するとき、都心物件であれば市場性は高いので、そのポテンシャルを生かして、アフォーダブル住宅の供給を義務づける。安くした分は、上層階の高額物件の供給でバランスさせる。それが同一建物で棲み分けが厳しい場合は、近接物件と用途移転もよしとする。そのために、自治体は、市町村全体としての人口目標を出すのではなく、地区毎の目標人口を設定し、マスタープランとする。あわせて、生活支援施設の整備についても、目標を定めて地区計画で誘導する。

②「人の流動性」の向上～住宅の位置で縛られない住生活～

成熟社会を迎えた今日、人々は「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」を求める時代になってきており、住まいにおいても自分のライフスタイルに合った住まい方を模索する傾向が強くなっている。この大きな例として、マルチハビテーション（複数居住）があり、少子高齢化、人口減少社会において、地域間の交流拡大が図られることから、我が国の経済活力を維持・増大させていくための方策の１つとしても注目されている。

我が国におけるマルチハビテーションの流れをみると、国土政策の一環として、第四次全国総合開発計画（1987年閣議決定）において、ゆとりある居住の実現方策として提

案され、第五次全国総合開発計画（1998 年閣議決定）では、基本目標達成のための方針の一つ（「多自然居住地域」）に掲げられている。また、国土交通省の諮問機関である社会資本整備審議会住宅宅地分科会では、平成 15 年に「新たな住宅政策のあり方について」建議（案）をまとめ、新たな住宅政策の基本理念の一つに、マルチハビテーションを掲げている。

このような流れの下、今後は人口減少により全国的に住宅が余るのだから、「都心の家」と「郊外／リゾートの家」を利用することが考えられる。双方とも所有する必要はなく、子育て期（特に幼児期）は、共働きで多忙なので都心の家を賃貸し、就学後は郊外やリゾートの家を購入するという選択等も考えられる。マルチハビテーションを制度的に導入してもよい。ただし、金融機関はリゾート物件に対する融資条件の垣根を低くする必要がある。それにより、『人の流動性』を高める。

③市街地再開発事業のリンケージ～再開発先物権と事業間の権利変換～

少子高齢社会においては、人口の維持・増加が見込まれる地区と減少する地区が生じてくることから、今後の市街地の再編・再整備については、市街地の現状評価と人口動向の将来予測等に基づいた適切な対応が必要となる。

人口の維持・増加が見込まれる都心部等では、良好な住宅・都市ストックの維持・更新等の対応が必要となるが、現在建設されている都心部の高層住宅は、現行容積率を消化しきることによって成立していることから、数十年後の建替時には、地権者（区分所有者）は等面積での建設は不可能である。そのため、隣接する低未利用地を早い段階から確保することが必要になる。

そこで、隣接する低未利用地の開発権を先物として確保する権利設定を提案する。また、再開発事業間での権利変換など、再開発事業が連鎖的に行われることを提案する。

さらには、隣接する低未利用地をプールするための土地バンク等の検討も必要であろう。この場合、プールした土地の有効活用の方法等も併せて検討していく必要がある。

一方、人口の減少が見込まれる大都市の郊外部や地方部等では、減築等により良好な居住環境の実現を図ることが検討される。

我が国と同様に少子化が進む欧州の国々では、既に減築の事例が見られている。減築は、これまでのような容積率の消化による床面積に価値を求めるのではなく、減築によって得られる環境の改善に価値を求めるもので、建物の総重量の軽減による耐震性能の向上、光・通風環境の改善、機能の改善、管理コストの軽減等に重点が置かれる。

したがって、今後の市街地の再編・再整備においては、住環境の価値や社会的コストの軽減等に対する適切な評価が重要であり、人口の維持・増加が見込まれる都心部等も含め、これらを含めた総合的な評価の下に事業が実施される仕組みを構築していく必要があると考えられる。